

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

### ○ 報酬算定・運営基準

「居宅介護支援事業者の皆様へ(生活保護関係)」

### ○ お知らせ

「東京都国民健康保険団体連合会主催 平成29年度介護サービス事業者支援研修会(参加費無料)」

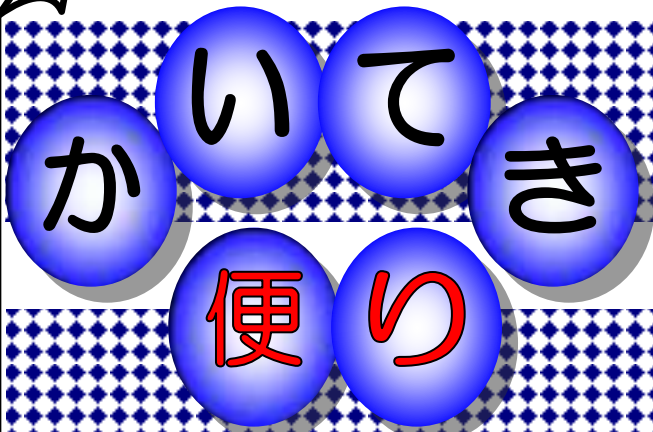
「主任介護支援専門員に係る留意点について」

「訪問看護ステーション代替職員確保支援事業費補助金の「産休等代替」に係る申請期限について」

「平成29年度 訪問看護にかかる支援策について」

「訪問看護フェスティバルのご案内(平成30年1月13日(土)開催)」

「悪質事業者に年末年始はありません。福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」



平成29年12月1日発行 第161号

## 報酬算定・運営基準

### ○ 居宅介護支援事業者の皆様へ(生活保護関係)

今般、居宅療養管理指導について、生活保護受給者にサービスを提供し、東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に介護報酬や介護扶助の請求したところ、「生活保護指定を受けていない事業所」のため返戻を受けたと、薬局等からお問い合わせを受ける事例が見受けられます。

医療機関等が行う居宅療養管理指導は、給付管理対象外サービスとなっていますが、生活保護の介護扶助の実施のために、居宅介護支援計画等に記載していただく必要があります。

なぜならば、介護扶助の決定は居宅介護支援計画に基づき行われるからです(生活保護法第15条の2第1項)。

福祉事務所は、介護扶助の決定時に居宅介護支援計画等記載の事業所について、生活保護の指定介護機関の指定の有無を確認します。指定介護機関であれば、福祉事務所は「生活保護法介護券」を発行し、サービス事業所はこれに基づき、国保連に介護報酬の請求をします。一方、非指定介護機関であれば、東京都に指定介護機関の申請するよう事業所に案内します。

今後は円滑な介護扶助の実施のため、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)が受給者の同意を得て福祉事務所に提出する「居宅サービス計画(サービス利用表、サービス利用表別表を含む)」には、居宅療養管理指導であってもサービス内容を御記入いただくようお願いいたします。(介護予防についても同様の取扱いです。)

【お問合せ先】福祉保健局生活福祉部保護課 電話 03-5320-4059

## ○ 東京都国民健康保険団体連合会主催 平成29年度介護サービス事業者支援研修会(参加費無料)

人生の最終段階においても住み慣れた施設や地域で暮らし続けたいという都民の希望に対応するため、個人の尊厳を尊重した看取りの対応が、今後ますます介護事業者には求められてきます。看取りのプロセスにおいては、家族や利用者の揺れ動く感情の中で、利用者、家族、医療、介護のケアチームの間での合意形成の積み重ねが重要であり、介護事業者の体制整備や職員教育等の課題も多く、看取りの実施に不安を抱く介護事業者も少なくありません。

また、平成29年5月より改正個人情報保護法が施行され、介護事業者も改正内容を踏まえて業務等を見直す必要があります。

そこで、看取りの実際と、個人情報に関する苦情相談対応等、介護事業者が抑えるべきポイントについての研修会を下記のとおり開催いたします。是非とも、ご参加ください！！

### ■開催日時及び会場■

(1) 平成30年1月18日(木) 12時30分から16時05分 受付開始 11時30分～

**文京シビック大ホール** (住所:文京区春日1-16-21) 【1,800名】

東京メトロ丸ノ内線、南北線「後楽園駅」直結

都営地下鉄三田線、大江戸線「春日駅」(文京シビックセンター前)

(2) 平成30年1月25日(木) 12時30分から16時05分 受付開始 11時30分～

**ルネこだいら大ホール** (住所:小平市美園町1-8-5) 【1,200名】

西武新宿線「小平」駅 徒歩3分

### ■講演概要及びスケジュール(予定)■

時間	内容
11:30～12:30	受付
12:30	開会
12:30～14:10	<p>「看取りについて考える」～平穏死のすすめ～  <b>世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム 常勤医師 石飛 幸三氏</b>            &lt;講演概要&gt;            穏やかな最期に向けて家族と支援者はどうあるべきか。            これまで特別養護老人ホームで自然な最期を送る人々を看取ってきました。            終末期の胃瘻など延命治療の是非を問題提起しつつ、人間らしい安らかな看取りについて皆さんと一緒に考えていきたい。</p>
14:10～14:30	休憩
14:30～16:05	<p>「改正、個人情報保護法を知っていますか？」            ～苦情対応、リスクマネジメント、介護記録の書き方まで、  <b>介護事業者が抑えるべきポイントについて～</b>  <b>高村浩法律事務所 弁護士 高村 浩氏</b>            (東京都国保連合会介護サービス苦情処理委員会 委員)            &lt;講演概要&gt;            改正個人情報保護法(平成29年5月30日施行)を踏まえながら、介護サービスに係る個人情報及び記録の取扱いにおいて留意すべき点について、苦情例及び裁判例をもとに講演する。</p>
16:05	閉会

(1)、(2)両日とも講演内容及び講師は同一となります。諸事情により時間に変更となる場合があります。

## ■対象者■

都内介護(予防)サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業事業所の管理者等で受講を希望する者  
※お席に余裕がございますので、1事業者1名以上の参加も可能となりました！

## ■申込方法■

当日受付を行いますので、直接会場へお越しください。

(当日は「臨時受付窓口」にてお手続きをお願いいたします。)

## ■参加費■

無 料

【お問合せ先】 東京都国民健康保険団体連合会介護福祉部介護相談指導課

TEL 03-6238-0173

## ○ 主任介護支援専門員に係る留意点について

お知らせ

『「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について』（平成29年5月18日付老発第0518第6号。厚生労働省老健局長通知。）により、主任更新研修を修了した者の介護支援専門員証（以下「専門員証」という。）の有効期間は、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証書の有効期間（以下「主任の有効期間」という。）に置き換え、専門員証の有効期間と主任の有効期間を合わせることとなりました。

なお、置き換え交付を希望しない者については、別段の申出により、置き換え交付をしないことが可能となっています。

これらのことから、主任更新研修を修了した者の専門員証の有効期間と主任の有効期間については、同じ（有効期間の）者と、異なる（有効期間の）者が併存します。

特に特定事業所加算を取得している事業所及び地域包括支援センターの管理者におかれましては、以下の点に御留意いただくとともに、事業所内の主任介護支援専門員の専門員証の有効期間及び主任の有効期間を御確認いただき、適切な管理をしていただきますようお願いいたします。

- 1 主任更新研修修了後、専門員証の有効期間を主任の有効期間に「置き換える」か「置き換えない」かは本人の選択制

⇒主任更新研修修了者には、専門員証の有効期間と主任の有効期間が一致している人と一致していない人がいます。

- 2 「置き換えない」場合は、「専門員証の有効期間」と「主任の有効期間」のそれぞれの管理が必要

### ⇒①主任更新研修の修了で専門員証の更新をする場合

- ・専門員証の有効期間を更新するためには、当該専門員証の有効期間内に更新に必要な研修を修了し、有効期間満了日までに専門員証の有効期間の更新手続きをする必要があります。
- ・主任更新研修は専門員証の更新に必要な研修とみなされますが、受講期間は、主任の有効期間満了日の属する年度の3年度前から有効期間満了日までとなります。
- \*主任更新研修の修了で専門員証の更新をする場合は、「専門員証の有効期間」、「主任の有効期間」及び「次回の主任更新研修受講期間」を踏まえ、主任更新研修を申し込む時期を自己管理しなければなりません。

## ②介護支援専門員又は主任介護支援専門員として業務に従事する場合

- \* 「専門員証の有効期間」又は「主任の有効期間」が満了し、失効した場合、介護支援専門員又は主任介護支援専門員として業務に従事することができなくなります。
- \* 2つの有効期間が失効しないよう管理しなければなりません。
- \* 万が一、有効期間が満了し、失効しているにも関わらず、介護支援専門員又は主任介護支援専門員として業務に従事した場合は、登録削除の処分や介護報酬返還となることがあります。

専門員証の有効期間	主任の有効期間	業務従事の可否	
		介護支援専門員業務	主任介護支援専門員業務
期間内	期間内	○	○
期間内	期間外	○	×
期間外	期間内	×	×
期間外	期間外	×	×

### 3 主任介護支援専門員であることの証明は「修了証書」

- ⇒ \* 専門員証には主任介護支援専門員であることは明記されません。
- \* 主任介護支援専門員であることの証明は、主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の「修了証書」になります。
  - \* 特に特定事業所加算を取得している事業所及び地域包括支援センターにおかれましては、主任研修及び主任更新研修修了者がいる場合は、必ず、修了証書の写しを提出させ、保管してください。

### 4 主任介護支援専門員研修修了者は「置き換え交付」はされない

- ⇒ \* 専門員証の有効期間を主任の有効期間に「置き換えて交付」することは、主任更新研修修了者のみとなります。
- \* 主任研修修了者は置き換え交付されませんので、専門員証の有効期間と主任の有効期間をそれぞれ有することになります。（上記2及び3は主任研修修了者の留意事項としても適用されます。）
  - \* また、主任研修は専門員証の更新に必要な研修とはなりませんので、専門員証の有効期間を更新する場合は、更新に必要な研修（専門研修又は更新研修）を修了する必要があります。

#### 【お問合せ先】

介護保険課 ケアマネジメント支援担当 : TEL 03-5320-4279 (直通)

## ○ 訪問看護ステーション代替職員確保支援事業費補助金の「産休等代替」に係る申請期限について期間等について

東京都では、訪問看護ステーションに勤務する看護職員が研修等を受講する場合又は、出産、育児又は家族の介護のため長期間にわたって休業する場合に、当該訪問看護ステーションが代替職員の確保にかかる経費を支援することにより、訪問看護師の勤務環境の向上及び定着の推進を図り、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図っております。

当補助金の「産休等代替」に係る申請については随時受付としておりましたが、下記の通り今年度の申請期限を設けましたので、申請に当たっては御注意願います。詳細は東京都のホームページで御確認ください。

### 【申請期限】

平成30年2月9日（金） ※厳守

### 【補助対象】

平成30年3月31日までに、産前産後休業・育児休業・介護休業を取得（予定を含む。）する場合

### 【注意事項】

- ・各休業の終期及び代替職員の新規雇用は、申請時点で見込みでも差し支えありません。
- ・平成30年4月1日以降の休業期間については、来年度事業（予定）の申請対象になります。
- ・本事業は予算の範囲内で行われますので、申請期限前に受付を終了する場合があります。

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>【補助金】平成29年度訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業 《産休等代替》のページです。

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/sankyuudaitai.html>）

### 【問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL 03-5320-4267



## ○ 平成29年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等	
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 対象分野：訪問看護・皮膚排泄ケア・認知症看護・緩和ケア	<b>締切：2月9日(金)</b>	
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※1) ①研修参加時の代替 ②産休・育休・介休取得時の代替		
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 ★右記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要です</u>		
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	<b>申込み受付中</b> 都内9か所から13か所に拡大して実施中！ 体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください	
	<b>東京都訪問看護教育ステーション事業 『新任訪問看護師交流会』の開催</b> <b>【目的】</b> 本交流会は、新任訪問看護師同士の交流や、経験豊富な訪問看護師の方々からの新任訪問看護師への助言等を行う事を目的に開催します。 <b>【対象】</b> 訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師の方 <b>【お申込み方法】</b> 「申込書」に必要事項をご記入の上、 <u>下記交流会実施ステーションへFAXで直接お申込みください。</u> その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。		
	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第6回	訪問看護ステーションけやき 「精神科訪問看護やっていますか」 講師：精神科認定看護師 井口 菊代 氏 講義の後は精神科に限らず日頃の疑問などざっくばらんに意見交換しましょう！	12月14日(木)18:30～20:00 会場：三茶しゃれなあどホール (世田谷区民会館別館) 5階 ビーナス 住所：東京都世田谷区太子堂 2-16-7 (東急田園都市線 三軒茶屋駅 北口より徒歩1分等)	訪問看護ステーションけやき FAX 03-5450-8296 締切 12月8日(金)

	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第7回	<p>訪問看護ステーションはーと</p> <p>「訪問看護技術研修」 ～排便ケアを中心に～</p> <p>排便のメカニズムから、アセスメント、食事などの生活管理、薬剤の使い方、マッサージ方法などをひと通り学び、演習も行います。また、技術研修の後は日頃の疑問などざっくばらんに意見交換しましょう！</p> <p>なお、当日お茶代等として300円程度の実費を徴収させていただきますのでご了承ください。</p>	<p>12月16日(土)13:00～16:00</p> <p>会場:訪問看護ステーションはーと 介護のみのり☼カフェ</p> <p>住所:葛飾区東金町 1-38-6 宇羽野ビル3階 (JR常磐線 金町駅徒歩5分程度)</p>	<p>訪問看護ステーションはーと</p> <p>FAX 03-5876-9602</p> <p>締切 12月9日(土)</p>

今年度はH30年2月までにあと2回予定しています。(第5回までは終了しました。)

詳細は、東京都ホームページ等でご案内します。

<p>訪問看護フェスティバルの開催 (（公社）東京都看護協会へ委託)</p>	<p>H30年1月13日(土) 都庁5階大会議場 <b>申込受付中 (締切12月15日)</b> (詳細はホームページをご覧ください。申込期限を延長する場合も、ホームページでご案内します。)</p>
--	---

※1 「訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業」のうち、②産前産後休業、育児休業、介護休業取得時の代替職員確保支援については、別途案内記事をご覧ください。本事業の利用を検討する場合は、**事前に東京都担当宛てにご相談ください**。

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267 FAX : 03-5388-1425

## ○ 訪問看護フェスティバルのご案内(平成30年1月13日(土)開催)

都民の方や看護師等の方を対象に、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、理解促進と人材確保を図るイベントを開催します！今年は「がん」をテーマに、以下のとおり実施します。

日時等	<p>【日時】平成30年1月13日(土曜日) 午後1時～5時まで(開場午前12時)</p> <p>【場所】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場</p> <p>【費用】無料</p> <p>【対象】どなたでも参加可</p>
プログラム	<p>● 基調講演「対談 がん患者さんを様々なステージで支える」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師 向山雄人氏 (東京がんサポーターズクリニック 院長)</li> <li>・訪問看護師 秋山正子氏 (株式会社ケアーズ代表取締役/白十字訪問看護ステーション統括所長/暮らしの保健室室長/マギーズ東京センター長)</li> </ul> <p>● 「生きるを支える訪問看護」</p> <p>第一部 寸劇 「家に帰りたい……ダメですか？」—あるがん患者さんの話—</p> <p>第二部 公開座談会</p> <p>登壇者：ご家族、訪問看護師、グループホーム職員</p> <p>●ミニ交流集会 「訪問看護師に聞いてみよう！仕事の実際」</p> <p>●その他(12時～17時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示 ……医療・介護用品(介護用ベッド、介護用食品、紙おむつ、ポケットエコーなど)</li> <li>・訪問看護の紹介…活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など</li> <li>・相談会 ……介護相談・進路相談・就業相談</li> </ul>
申込方法	<p>東京都看護協会ホームページ・往復はがき・FAX から(事前申込期限:12月15日(金)※)</p> <p>詳細は下記ホームページをご覧ください。</p> <p>東京都看護協会 HP ホーム &gt; 都民の皆様へ &gt; 訪問看護 &gt; 訪問看護フェスティバル</p> <p><a href="http://www.tna.or.jp/index.php/for_tokyoites/care_support/festival/">http://www.tna.or.jp/index.php/for_tokyoites/care_support/festival/</a></p> <p>※席に余裕がある場合は当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。</p>

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267

訪問看護フェスティバル

# 訪問看護フェスティバル

## — Only One の看護2017 —

開催日 平成30年 1月13日(土) 13:00～17:00

会場 東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場 参加無料



## ○ 悪質事業者に年末年始はあいません。

**福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！**  
**「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！！**

無料

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から 平成30年3月31日（土曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	<b>無料</b>
申込条件	<b>申込者</b> 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 <b>受講者</b> 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで <b>【先着300回】</b>
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）  
>高齢者見守り人材向け出前講座

([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

【問合せ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策担当 TEL 03-5320-4049